

介護保険料の納め方

納め方は受給している年金[※]の額により普通徴収と特別徴収に分かれます。
個人で納め方を選ぶことはできません。

※受給している年金とは、老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

普通徴収

年金が年額 **18万円未満**の方
→ **【納付書】** や **【口座振替】** で各自納めます

●市から送られてくる納付書により、取り扱い金融機関で納めます。

納め忘れがないように **口座振替** を利用しましょう。

口座振替が便利ね

手続き

- 1 通帳、印かん（通帳届出印）を用意します。
- 2 取り扱い金融機関で「島田市税等口座振替依頼書・廃止届出書」に必要な事項を記入し、申し込みます。

※口座振替の開始時期は、申し込み日の翌月末の納期からになります。

※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。

特別徴収

年金が年額 **18万円以上**の方
→ 年金から **【天引き】** になります

- 保険料の年額が、年金の支払い月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）に年6回に分けて天引きになります。

65歳以上の方の保険料は、市民税の確定後に決まります。そのため、4月、6月、8月は、暫定的な額での徴収（仮徴収）となります。



- 特別徴収の対象者として把握されると、半年から1年後に保険料が天引きになります。

年金から天引きになる方には、市から事前に「特別徴収通知書」が送られますので、金額や天引きされる月日等をご確認ください。

！本来、年金から天引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に納付書で納める場合があります。

●年度途中で介護保険料が増額になった

→ 増額分を納付書で納めます。

- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった など

→ 原則、特別徴収の対象者として把握される月の半年から1年後に天引きになります。
それまでは、納付書で納めます。